

食品廃棄物の不適正な処理 事案を受けて

～排出事業者・処理業者の在り方～



平成28年9月7日
京都府環境部循環型社会推進課
田中 良一



- 1 食品廃棄物の不適処理事案について
- 2 廃棄物処理法～排出事業者の位置付け
- 3 食品廃棄物等の実際の処理にあたって
～できること～

事案の概要・経緯

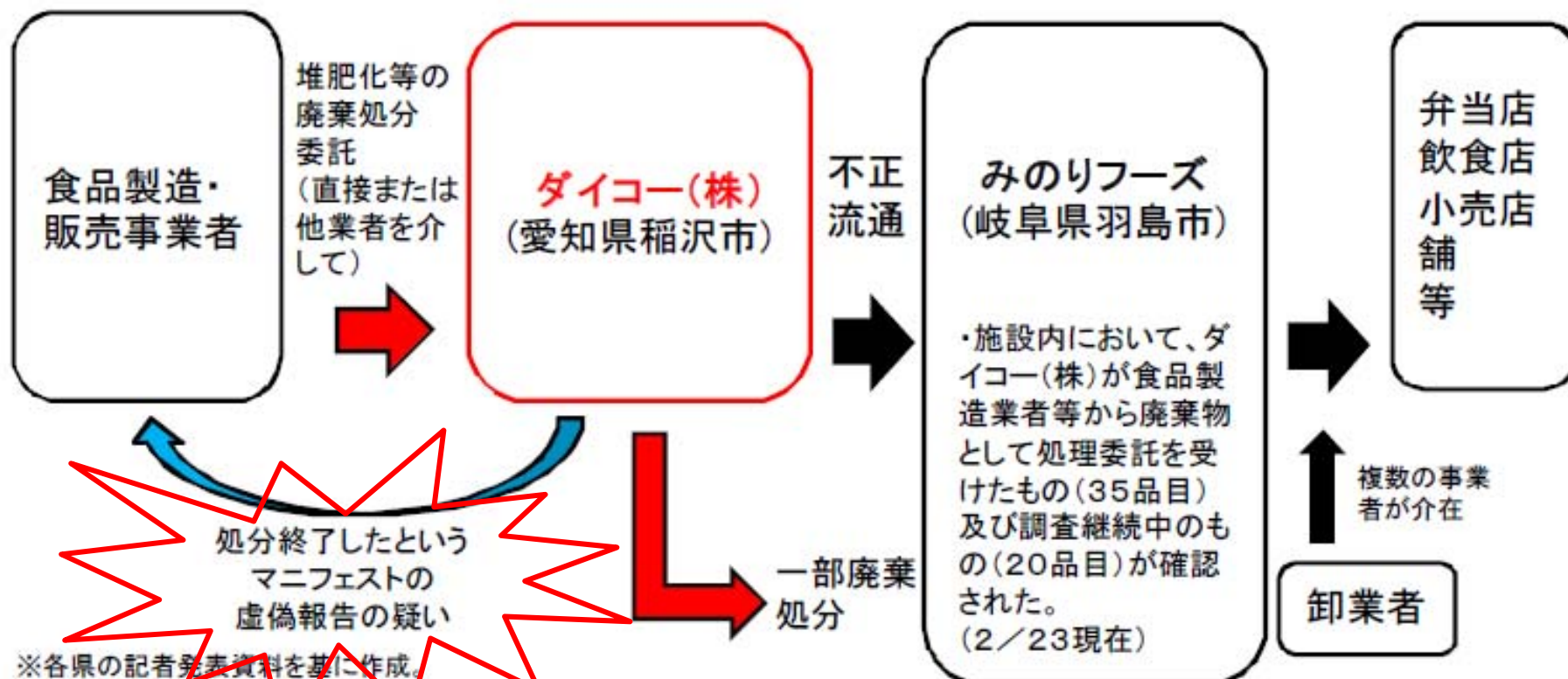
食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで調査中。 → **逮捕**

<食品製造・販売事業者>

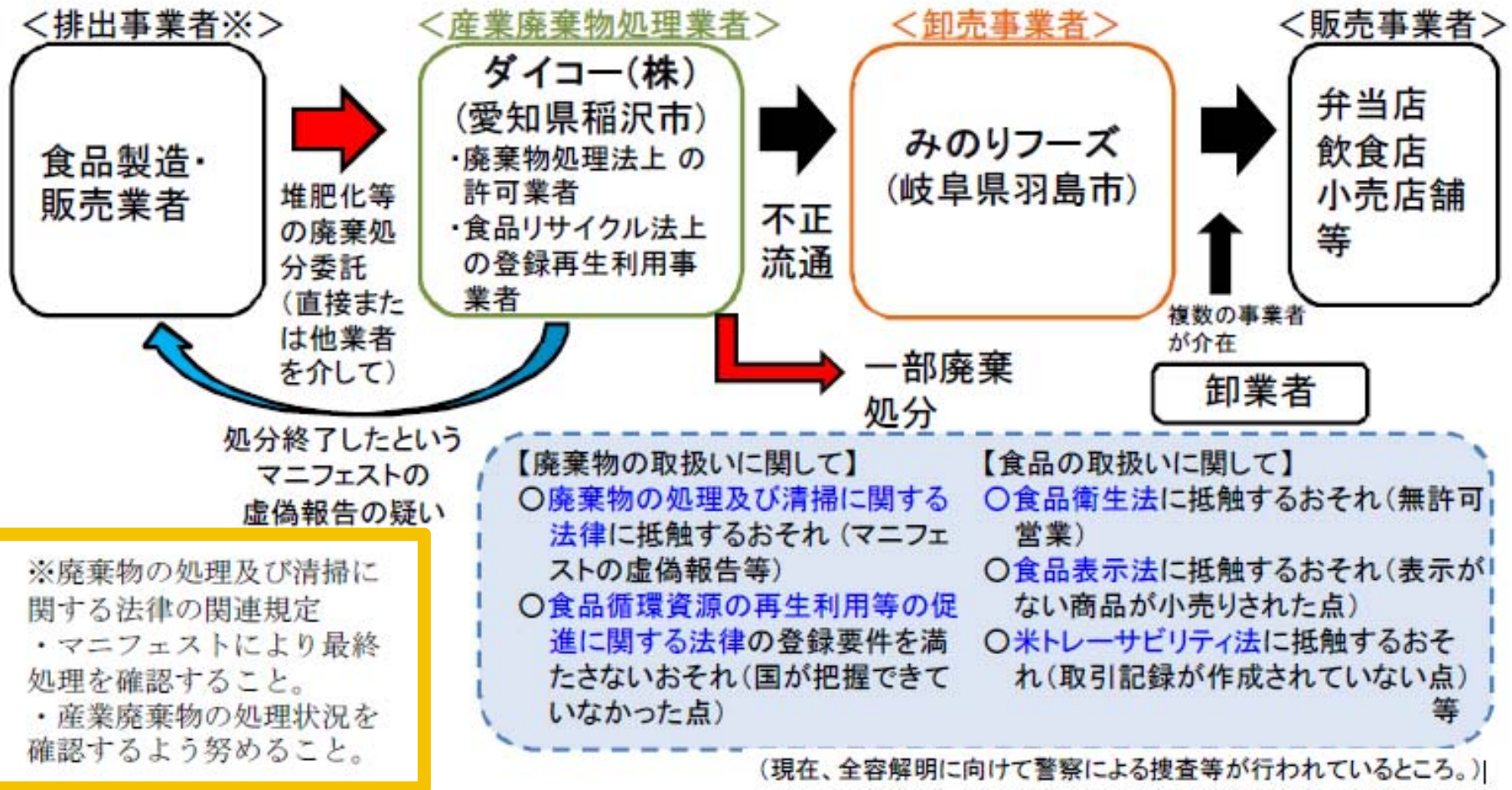
<産業廃棄物処理業者>

<卸売事業者>

<販売事業者>



本事案において考えられる主な問題の所在

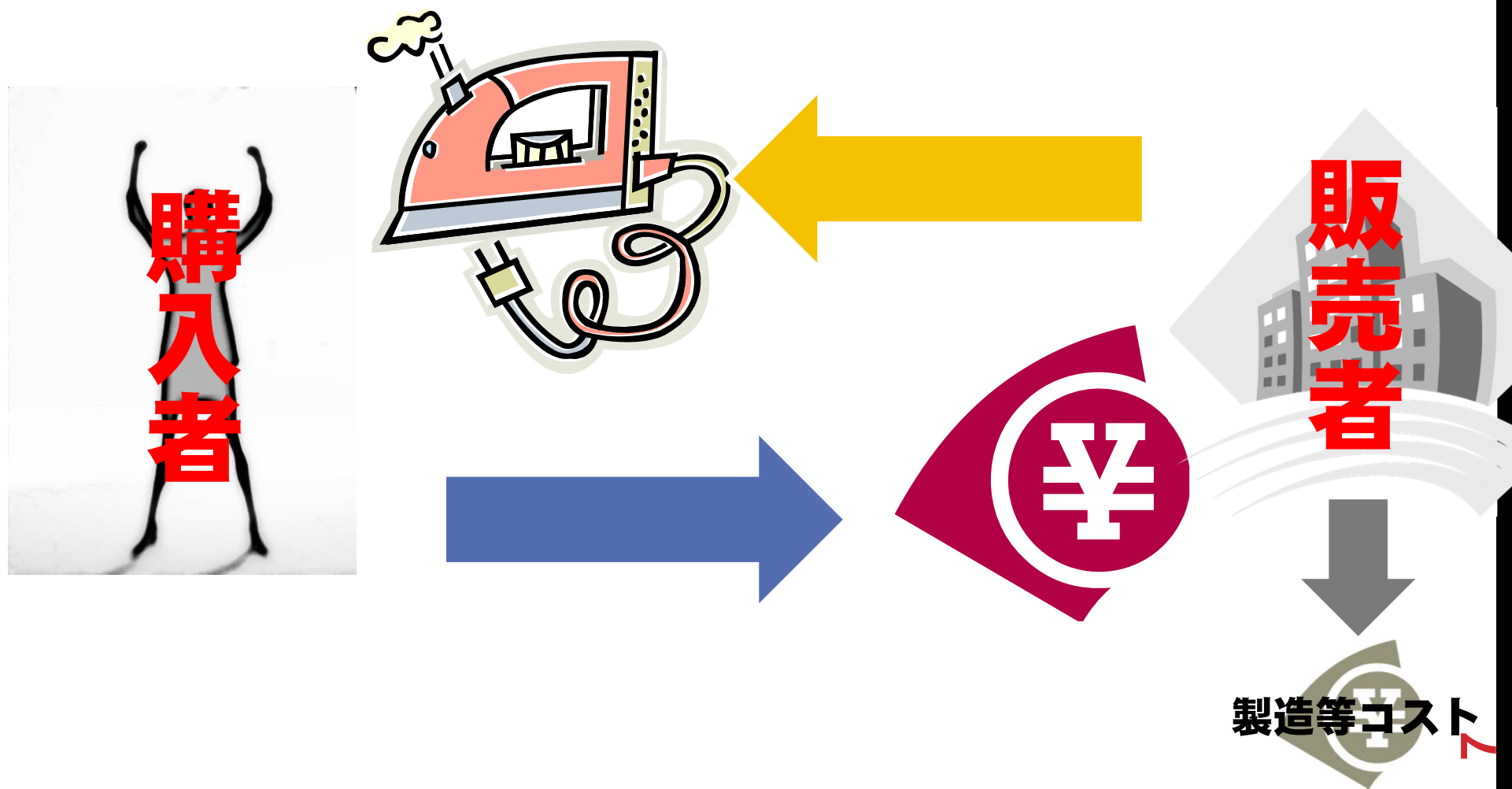


- 1 食品廃棄物の不適処理事案について
- 2 廃棄物処理法～排出事業者の位置付け
- 3 食品廃棄物等の実際の処理にあたって
～できること～

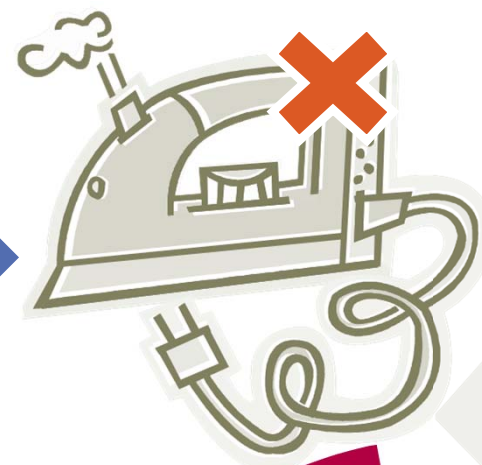
廃棄物とは(法第2条)

…「廃棄物」とは、ごみ…その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(略)をいう。

商品を買うとき...



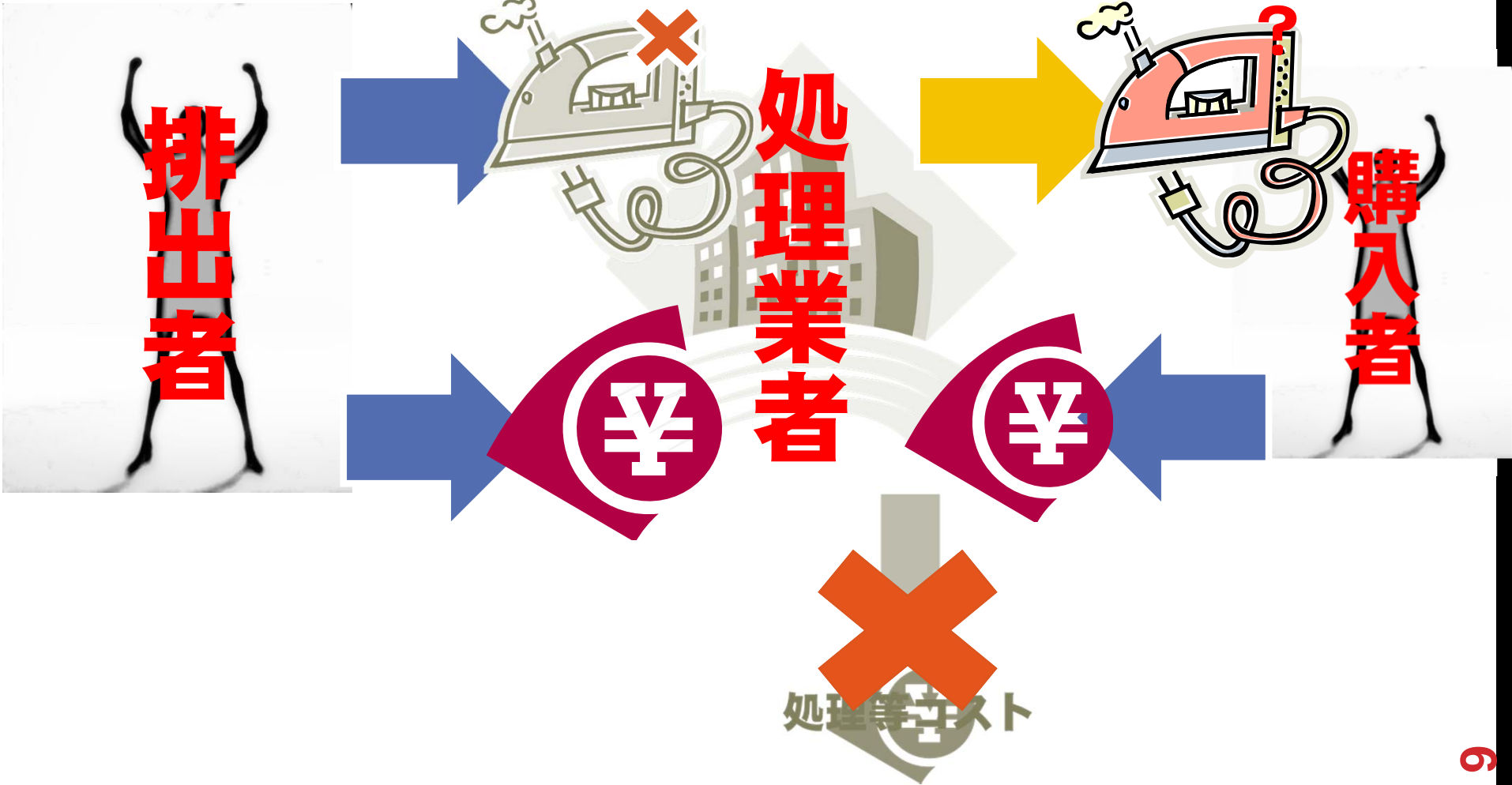
廃棄物を処理するとき...



処理等コスト



今回の事案は...



排出事業者の責任

廃棄物は、不要なモノであり不適正な取り扱いをされやすい！

そのため法律では、『事業者の責務（法第3条）』として
その事業活動に伴って生じた廃棄物を

自らの責任において

適正に処理しなければならない。

※**処理**とは、イメージとして沸きやすい破砕、焼却など中間処理といわれるものだけではなく、

廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、最終処分を含む行為を言います。

一般廃棄物と産業廃棄物の処理主体

○一般廃棄物

市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、その区域における一般廃棄物进行处理しなければならない。

○産業廃棄物（産廃）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

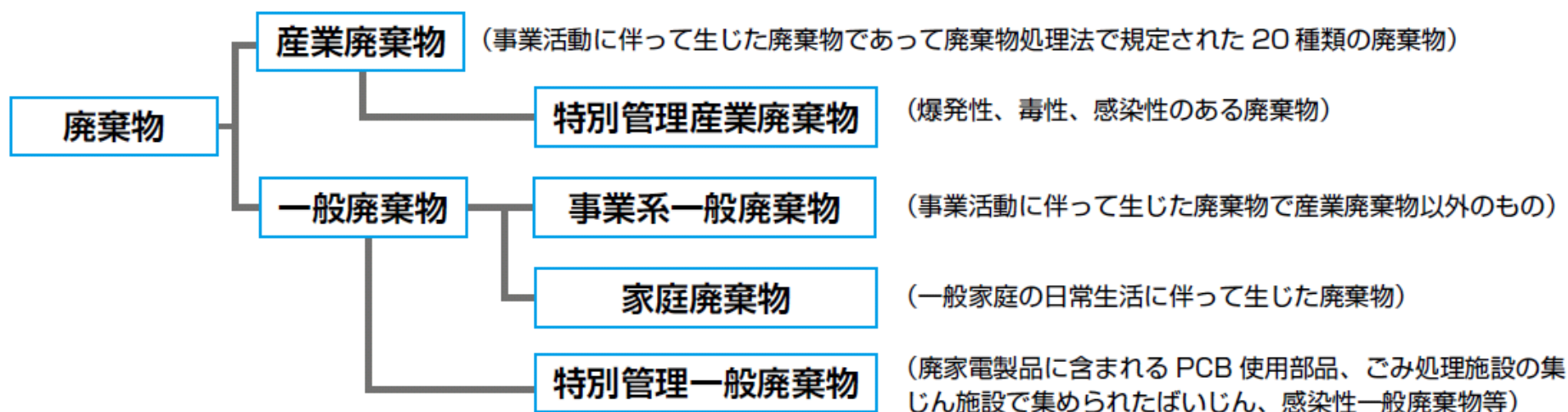
※その廃棄物が、

一般廃棄物か産業廃棄物かでその処理主体は変わるので注意！

一般廃棄物と産業廃棄物 (ガイドブックP3)

廃棄物処理法では、**産廃であるものとして20種類**が定められており、**それら以外は一般廃棄物**となります。(表1及び2)

表1 廃棄物の基本的区分



産廃以外が一般廃棄物！

一般廃棄物と産業廃棄物 (ガイドブックP3)

表2 産業廃棄物の種類と具体的な例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物であって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等が含まれるもの
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

一般廃棄物と産業廃棄物 (ガイドブックP3)

ポイント

同じ種類でも排出事業者の業種により、
産廃になるものや一般廃棄物になるものがあります。

(例) 食料品製造業から排出される動植物性残さ → **産業廃棄物**
レストラン・弁当販売店から排出される残飯 → **一般廃棄物**

参考) 産業廃棄物の許可しか持たない処理業者の方が、
一般廃棄物の処理の委託を許可なく受けて収集運搬や
処分を行った場合、無許可営業となり、産廃の許可が
取り消されるおそれがあります。



※一般廃棄物については、市町村で処理されていることや食品リサイクル法上の特例措置などの扱いがありますので、事業場が所在している市町村に確認して一般廃棄物として適正に処理してください。

通常の産廃の処理

産業廃棄物の処理は、自らの責任において適正に処理しなければならないとされているものの、

現実として、自ら処理することは難しい。

そのため、

許可を持った産廃処理業者に委託することが可能

ただし、**処理の責任は、委託しても排出事業者**にある！

また、事業者は、以下の**注意義務**が課せられています！

産廃の**処理の状況に関する確認**を行い、

産廃の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における

処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう

努めなければならない。（法第12条第7項、法12条の2第7項）

排出事業者課せられる基準

処理基準（委託した部分については、**処理業者**に適用）

産廃が飛散、流出しないようにすることや悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずることなど、実際に処理を行うに当たり守るべき基準

保管基準

通常、自ら排出した産廃を収集運搬されるまで、事業所内で保管することとなるが、その場合にこの基準を守り保管する必要がある。産廃の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないような措置や掲示板の設置などが求められる。

委託基準

委託する場合、契約書の作成や、その記載事項などを定めたもの。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付義務

実際の産廃を引渡す際に、産廃とともに交付し、その産廃の処理状況を確認するもの。

注意義務（前ページ参照）など

産廃の処理(収集運搬・処分)委託

産廃業者に処理を委託する場合、
一般的に次の①～④の流れになります。

- ① 産廃業者の選定
- ② 委託契約の締結
- ③ 引き渡しに伴うマニフェストの交付
- ④ 実際の処理状況の確認

① 産廃業者の選定(ガイドブックP4)

産廃業者が、

処理委託する産廃を適正処理できるか

確認する必要あり！

026200999999 産業廃棄物処分業 住所 京都府京都市下京区まゆまる町 氏名 なす まろ 優良 産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。 京都府 山田 啓二 京都府知事印 許可の年月日 平成28年9月7日 許可の有効年月日 平成34年1月1日
1. 事業の範囲 ＜中間処理業(堆肥化)＞ 動植物性残さ
2. 事業の用に供する 堆肥化施設 施設場所: 宇治市まゆまる町 設置年月日: 平成27年1月1日 処理能力: 1t/日 許可年月日、許可番号etc...
3. ... 4. ... 5. ...

産業廃棄物の種類は、

動植物性残さだけでも…

堆肥化できる？、処理能力は足りる？

適切に処理できる施設があるの？

他の業者は、

1 t 当たり 1 万円処理にかかるって言ったのに

1 t 当たり 1 0 円で処理できるって本当に？

3R支援センター冊子 排出事業者のための処理委託のポイント(P10)

許可証を見ただけで、実際に処理できるとわかる？

様式第七号 (第十条の二関係)

①特別管理産業廃棄物？産業廃棄物？ 02600000000

→ **産業廃棄物収集運搬業許可証**

住所 京都府〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

③許可の対象地域

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府〇〇保健所長 〇〇〇〇

許可の年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

許可の有効年月日 平成〇〇年〇月〇〇日 ←

④有効期限を過ぎていないか。

⑤委託する品目が許可された「事業の範囲」の中にあるか。

1. 事業の範囲
(積替え又は保管を含まない)
①廃プラスチック類
②紙くず
③木くず
④繊維くず
⑤ゴムくず
⑥金属くず
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑧がれき類
以上8種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

許可番号 02640000000

産業廃棄物処分業許可証

住所 京都府〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

①優良産廃処理業者の認定

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府〇〇保健所長 〇〇〇〇

②処理方法ごとに廃棄物の種類の記載あり

③限定事項も確認すること

1. 事業の範囲
<中間処理業 (破碎・減容固化)>
①廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)
以上1種類 (特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

<最終処分業 (安定型埋立処分)>
①廃プラスチック類
②ゴムくず
③金属くず
以上5種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

④ガラスくず、
⑤がれき類

④運搬目的地の確認

⑤排出量は処理能力範囲内か？

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

施設の種類	破碎・減容固化施設	安定型最終処分場
設置場所	京都府〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇〇	京都府〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇〇
設置年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	平成〇〇年〇月〇〇日
処理能力	〇〇t/日 (〇時間)	埋立面積: 〇〇, 〇〇〇m ² 埋立容量: 〇, 〇〇〇, 〇〇〇m ³
許可年月日		
許可番号		

図1 許可証の見本 (確認ポイント)

～信頼できる産廃業者への委託～

- 違反行為などをし、
不利益処分 がされていないか
→許可取消等がないか自治体HPの確認を！
- インターネット等を利用して
情報の開示 をしているか
→事業計画や財務状況等の公開している場合
また、可能な限り処理業者の方は開示を
- 産廃処分場の現地確認時の
処理状況は適切か
→処理基準の遵守
中間処理後のモノの処理
5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）etc…

優良認定業者の特長は？

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

- 1 実績と遵法性**
5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。
- 2 事業の透明性**
会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関する深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。
- 3 環境配慮の取組**
ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。
- 4 電子マニフェスト**
事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。
- 5 財務体質の健全性**
通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

優良認定業者の活用を！

※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてください。
<http://www.sanpainet.or.jp>

① 産廃業者の選定 (ガイドブックP4)



ポイント

許可を持っているだけで安心してはいけません。
実際に処理できるかを産廃業者と入念に打ち合わせ、
信頼関係を築くことが重要です。
また、実際に処理ができるか産廃処分場を確認し、
加えて適正な処理料金であるかを考慮することが
重要となります。

処理業者の方も、打合せ、現場確認の受入、料金の明示など
真摯な対応を、是非、お願いいたします。

② 委託契約の締結(3Rセンター冊子P11)

廃棄物処理法の「委託基準」を必ず守る必要がある！

処理を委託した排出事業者が罪に問われることがあります！！

例えば・・・マニフェストを交付していなかった

許可期限切れの業者に委託した など



委託基準違反

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます

(2) 委託契約の手順

(1)の手順で委託先業者が選定できたら、次に以下1から3の調整ポイントを踏まえつつ、契約を交わします。

- 1 排出事業者から廃棄物発生状況を説明（種類、性状、量、希望単価、頻度、排出方法等）
- 2 処理業者の状況を確認（許可の有無、処理能力、処理単価等）－実際に契約を交わす際に再確認！－
- 3 契約形態や配慮事項詳細について二者間（**一口メモ**参照）で事前調整（契約内容の変更、処理不能時の扱い、法改正時の再調整など）

② 委託契約の締結(3Rセンター冊子P11)

ここで重要なポイントですが、委託契約は、廃棄物処理法施行令で「書面により」行うことが義務づけられています。

契約期間や産業廃棄物の種類の変更、委託量の大幅な変更等の重要な変更については、新たな契約書を交わさなければなりませんし、会社名変更等の軽微な変更であっても、変更内容を双方で確認する覚書等を作成して下さい。(資料編 表5参照)

契約内容は全て書面に残すのが基本です。



一口メモ⑥ 再委託!?

廃棄物処理法では、排出者責任を明確化し、不適正処理の温床をなくすため、原則として廃棄物処理の再委託を認めていません。しかし、収集運搬業者の車両や処理業者の施設の故障など、やむを得ない場合も想定されるため、条件を定めて、再委託が可能となる場合を規定しています。

ただし、その場合でも再々委託については例外なく禁止されています。



一口メモ⑦ 二者間契約を忘れずに!

委託契約書は、収集運搬に係るものは決定した収集運搬業者と、中間処理については決定した中間処理業者とそれぞれ契約(二者間契約)を交わす必要があり、三者間契約は認められません。これも当然ですが第三者を介さず、当事者どうして契約を交わさなければなりません。

資料編 表 5 委託契約書の記載事項

必要な条項	委託の種類	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	必要	必要
委託する産業廃棄物の数量	必要	必要
運搬の最終目的地	必要	—
処分又は再生の場所の所在地	—	必要
処分又は再生の方法	—	必要
処分又は再生に係る施設の処理能力	—	必要
最終処分の場所の所在地	—	必要
最終処分の方法	—	必要
最終処分施設に係る処理能力	—	必要
委託契約の有効期間	必要	必要
委託者が受託者に支払う料金	必要	必要
産業廃棄物許可を受けた事業の範囲	必要	必要

資料編 表 5 委託契約書の記載事項

必要な条項	委託の種類	
	収集運搬	処分
積替え又は保管(収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る)		
積替え保管場所の所在地	必要	—
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	必要	—
積替え保管場所での保管上限	必要	—
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	必要	—
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	必要	必要
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	必要	必要
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	必要	必要
JIS C0950(電化製品の有害物)含有マークの表示に関する事項	必要	必要
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	必要	必要
その他取り扱う際に注意すべき事項	必要	必要
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項	必要	必要
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	必要	必要
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	必要	必要

③ 引渡しに伴うマニフェストの交付(3Rセンター冊子P12)

契約後、実際に廃棄物処理を行うときは、その都度、排出事業者がマニフェストを交付しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3 [違反には罰則規定あり]
—資料編 表6参照)

よくある事例として、委託先業者があらかじめ必要事項を記載済みのマニフェストを準備してくる話を聞くのですが、排出者責任の明確化という法の趣旨からすると、先行記入は虚偽記載につながりかねず、適正とは言い難い処理です。

マニフェストとは「排出者責任の名札」であることを忘れず、他人任せにしない姿勢が大事です。運用におけるポイントは以下のとおりとなります。次ページに記入例を示します。

POINT

- ✓ マニフェストは、「誰が」「いつ」記入するかも決まっています。
→ 必要な記載欄の「空欄」は未記載で違反行為ですし、「空欄」への先行記入は虚偽記載(違法)につながりかねない行為となります。各欄に「誰が」「いつ」記入すべきかを注意して処理しましょう。
- ✓ マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しましょう。

上記の点を手抜きなく確実に実施するためには、車両への積込み、計量、マニフェスト交付と控えの保管等の手続きを手順も含めて定型化・マニュアル化し、決まった担当者が点検確認するなどの工夫が必要です。

排出事業者
処理業者ともに！

資料編 表 6 廃棄物処理法の主な罰則

対象となる違反行為	罰 則
不法投棄、不法焼却・無確認輸出(未遂も含む)※ 無許可営業、無許可施設設置※ 事業停止命令違反、措置命令違反、 <u>委託違反</u>	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこれらの併科
<u>委託基準違反</u> 、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪)	3年以下の懲役 300万円以下の罰金又はこれらの併科
<u>マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載</u> <u>マニフェスト保存義務違反</u> マニフェスト交付を受けない産業廃棄物の引受け 処理困難時の委託者への通知義務違反	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否、虚偽報告、立入検査・収去の拒否・妨害・忌避	30万円以下の罰金
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の不提出 同実施状況報告義務違反	20万円以下の過料
注:上記の多くの規定については、行為者を罰することにとどまらず、法人に対しても罰金刑が科せられる(両罰規定)。 中でも※については、法人の罰金の方が重くなっている(法人重課)。	

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	平成〇〇年〇月〇日	交付番号	2000000020	%	管理番号	交付担当者	氏名	産廃 京太郎	印	
事業場 (発出者)	氏名又は名称 〇〇工業株式会社				事業場 (受取者)	名称 〇〇工業株式会社				
	住所 〒 ΔΔΔ-ΔΔΔΔ 電話番号 09-ΔΔΔΔ-ΔΔΔΔ 東京都〇〇区ΔΔ町×番地					所在地 〒 ΔΔΔ-ΔΔΔΔ 電話番号 07ΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 京都府〇〇市ΔΔ町×番地				
産業廃棄物	□種類（普通の産業廃棄物）				□種類（特別管理産業廃棄物）				数量（及び単位）	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら（有害）	3 トン		コンテナ			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・プラスチック	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油（有害）	<input type="checkbox"/> 7425 廃油（有害）	産業廃棄物の名称 梱包廃材					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥（有害）	有害物質等					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸（有害）	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸（有害）	処分方法 破砕					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ（有害）	備考・通達欄					
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ（有害）	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん（有害）						
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃油（有害）						
	<input type="checkbox"/> 0890 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>						
	<input type="checkbox"/> 0900 燃焼くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物死体等	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>						
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性廃材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>						
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 紙くず（有害）	<input type="checkbox"/>						
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり									
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載のとおり 〇〇環境整備センター埋立処分場 京都府ΔΔ市×町□□番地									
運搬受託者 の氏名	氏名又は名称 〇〇環境運輸株式会社				運搬受託者 の事業場	名称 〇〇産業株式会社				
	住所 〒ΔΔΔ-ΔΔΔΔ 電話番号 07ΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 京都府〇〇市ΔΔ町×番地					所在地 〒ΔΔΔ-ΔΔΔΔ 電話番号 07ΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 京都府〇〇市ΔΔ町×番地				
最終処分 者の氏名	氏名又は名称 〇〇産業株式会社				最終処分 者の事業場	名称				
	住所 〒ΔΔΔ-ΔΔΔΔ 電話番号 07ΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 京都府〇〇市ΔΔ町×番地					所在地 〒 電話番号				
運搬の完了	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印	運搬 終了年月日	平成 年 月 日	荷物の総重量	数量（及び単位）			
処分受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印	処分 終了年月日	平成 年 月 日	産業廃棄物 重量処分 終了年月日	平成 年 月 日			
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)									

太枠内は排出事業者が自ら記入しましょう！



中間処理業者の記入欄
中間処理業者が中間処理物を処理委託する際に記入

運搬受託者の記入欄
運搬受託者が受託時に記入・捺印

中間処理業者の記入欄
中間処理業者が受託時に記入・捺印

中間処理業者の記入欄
中間処理業者が最終処分を終了後に記入

運搬受託者の記入欄
運搬受託者が運搬終了時に記入

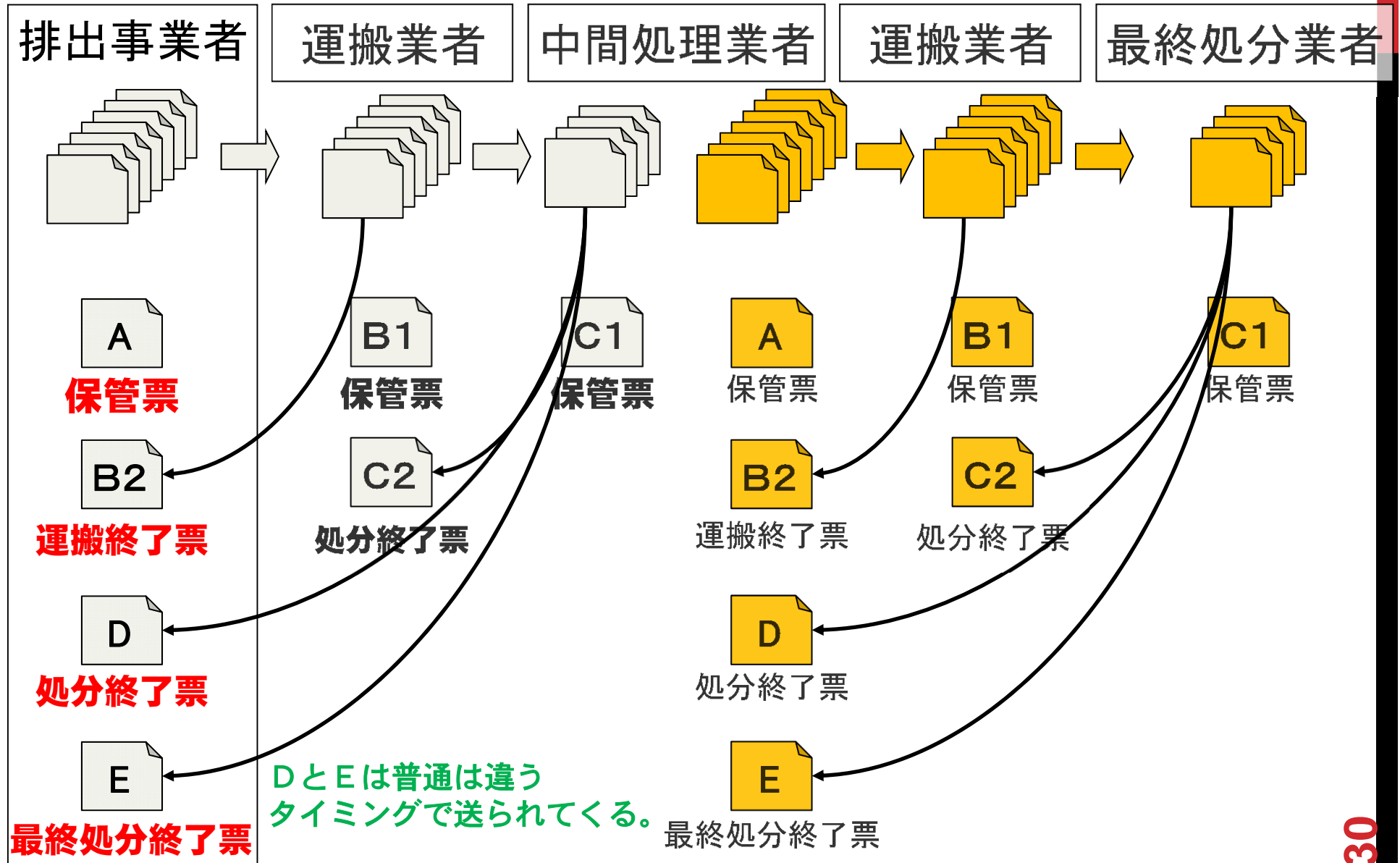
中間処理業者の記入欄
中間処理業者が処分終了時・最終処分終了時に記入

排出事業者の記入欄
排出事業者がB2票、D票、E票が返送された時点で、内容を確認し、日付を記入

B2票	平成 年 月 日
D票	平成 年 月 日
E票	平成 年 月 日

図2 マニフェストの記入例

③ 引渡しに伴うマニフェストの交付(処分までの流れ)



③ 引渡しに伴うmanifestの交付(3Rセンター冊子P14)



POINT

- ✓ 収集運搬業者のトラックが出て行って廃棄物の処理が終わるのではなく、むしろそこから処理がスタートするのです。

→今回の事件は、
manifestの虚偽記載



一口メモ⑧ 電子manifestって何？

廃棄物処理法では、manifest交付数の多い事業者の事務負担軽減の観点から、manifestの交付の代わりに電子manifestを利用することを認めています。おおざっぱに言えば通常のmanifestの電子版ということで、収集運搬・処分が終了すれば、排出業者に通知されるなどの基本的な仕組みは同様で、以下のような特長があります。

<主な特長>

- 行政への交付状況報告書の提出やmanifest各票の保管が不要（情報処理センターが代行）
- 処理状況の把握・確認が簡単
- データの透明性を確保

<注意点>

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者の情報処理センターシステムへの加入が必要

Ⅲ 事後確認の段階

収集運搬を委託して処理がスタートしたら、節目ごとの経過を確認していくことを意識しましょう。収集運搬が終わったらB2票、中間処理後はD票、最終処分終了でE票が送付されるので、送付された各票の記載内容を確認し、保管します。

・マニフェストの送付期限

排出事業者、処理業者双方意識しましょう。

運搬終了報告は、運搬終了日から10日以内と決まっているので、期限経過後に送付されなければ、状況を確認する必要があります。また、下表の期限内に処理業者からマニフェストの送付を受けないときは、廃棄物処理法の規定により、その時点で排出事業者が速やかに当該委託に係る運搬又は処分の状況を把握し所管の自治体の長に報告しなければなりません。

	(普通の) 産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2、D票	交付日から90日	交付日から60日
E票	交付日から180日	交付日から180日

・マニフェストが送付されたら、記載事項を確認

必要な記載欄の「空欄」や虚偽記載は、それと知りながら放っておくと違法となります。また、虚偽とまで至らずとも「契約書記載のとおり」など曖昧な記載となっている場合には、具体的内容を特定できるよう確認をしておくことが重要です。

・委託契約書とマニフェストの保管、交付状況報告

委託契約書とマニフェスト(A票、B2票、D票、E票とも)は5年間の保管義務があります。マニフェストは4票で1セットとして保管しておきましょう。

また、年度ごとに管理票交付状況を所管の自治体の長に報告する義務があります。

処理を委託しても責任を問われる場合(例)

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった。

マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった。

許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した。

注意義務違反

著しく安い処理料金で業者に委託した。

委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた。

返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった。

マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった。

例えばもしも、
委託先の処理業者が
不法投棄をしたら…

委託した事業者の責任として、
自治体より
産廃の撤去など措置命令（撤去費用負担など）
が発出されることがあります。

※当然、行為者の処理業者も

④ 実際の処理状況の確認

①～③に加え、

実際の処理が適正にされているか状況の把握を！

産廃処分場の現地確認

産廃業者の公開情報から施設の稼働状況

そして実際の処理が適切にされているか？

- 1 食品廃棄物の不適処理事案について
- 2 廃棄物処理法～排出事業者の位置付け
- 3 食品廃棄物等の実際の処理にあたって
～できること～

～引渡しまでに出来ること～ (ガイドブックP7)

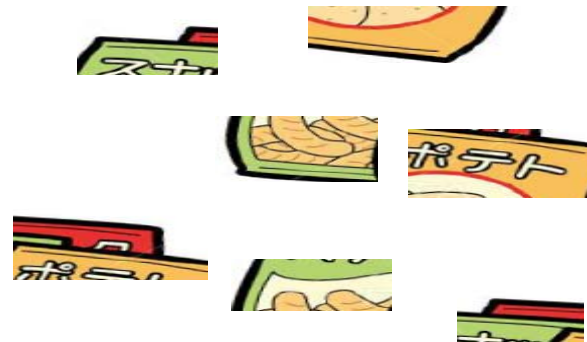
食品廃棄物を引渡す場合、食べられないような措置など

転売されない状態にすることも、有効

リサイクルの阻害とならないよう配慮は必要。



開封・穴あけ等



つぶす等の破壊措置

悪臭等、大丈夫？ 液状のものは？ 作業が大変？

→ **処理業者の方と連携をする必要があります。**

～食品廃棄物の不適正な処理の防止策(処理時)～ (ガイドブックP8)

① ピット等への直接投入

できるなら有効！確認は？



直接ピットへ投入された様子

② 処理時の立会

とても有効だが、毎回出来る？



③ 監視カメラによる確認



視角もあるが…、録画も？

④ 廃棄証明書(写真付き)の発行依頼

廃棄証明書

株式会社京都府庁 商中

産業廃棄物処理業者 なす まろ

以下の産業廃棄物を適正に処理したことを証明します

廃棄物の種類：動植物性残さ
 数量：100kg (ポチッポス1000袋)
 搬入日時：平成28年9月7日14時30分
 処理日時：平成28年9月7日16時(ピット投入)
 処理方法：焼却



自身の産廃だとわかる？

～食品廃棄物の不適正な処理の防止策（処理時）～

これらの対策のうち、

産廃業者の方々の**負担増**にもなるものは、

事前に（契約時等）書面等で取り決めを行っておくことで、

後々のトラブル防止にもなりますので、

委託契約の開始時や体制見直し時に、

産廃業者の方々と入念な打ち合せ

を行っておくことをお勧めします。

処理業者の方も御協力をお願いいたします。



～食品廃棄物の不適正な処理の防止策～

処理の状況の確認

**注意義務の
履行を！**

おさらい

産業廃棄物の処理は、自らの責任において適正に処理しなければならないとされているものの、

現実として、自ら処理することは難しい。

そのため、

許可を持った産廃処理業者に委託することが可能

ただし、**処理の責任は、委託しても排出事業者**にある！

また、事業者は、以下の**注意義務**が課せられています！

産廃の**処理の状況に関する確認**を行い、

産廃の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における

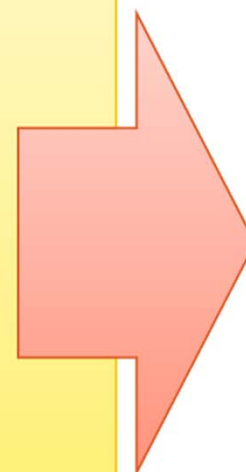
処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう

努めなければならない。（法第12条第7項、法12条の2第7項）

～食品廃棄物の不適正な処理の防止策～ 処理の状況の確認(ガイドブックP9)

現地確認（食品処理業者の場合）

- ◆ 事業場内、従業員等 → 5 S など
- ◆ 委託契約書 マニフェスト 帳簿 伝票等
- ◆ 処理施設や処理能力 → 法令遵守？
- ◆ 保管施設 → 過大保管？保管がない？
- ◆ 管理体制等
- ◆ 転売等状況（防止策を含む。）

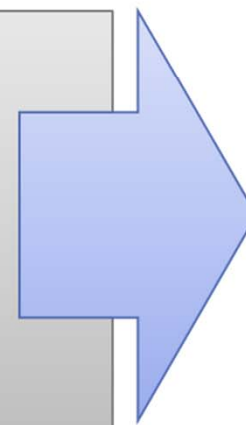


チェックリストなどを

参考に適切な現場確認を！

産廃業者の公開情報から施設の稼働状況等

- ◆ 事業計画の概要、処理施設の処理能力
- ◆ 産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量
- ◆ 産業廃棄物の処理工程図
- ◆ 最終処分終了までの一連の処理の行程
- ◆ 処理施設の維持管理の状況（施設許可取得者）
- ◆ 財務諸表



処理業者HP

などで確認を！

処理業者の方々には真摯な受入、対応をお願いいたします。

～食品廃棄物の不適正な処理の防止策～ 処理の状況の確認(ガイドブックP10)

法令遵守などがされているのは、もちろんのこと、以下のようなことも確認してみましょう。

① 処理後のモノに関する書類（マニフェストや伝票等）の確認

通常あるはずの処理後のモノの書類がない？

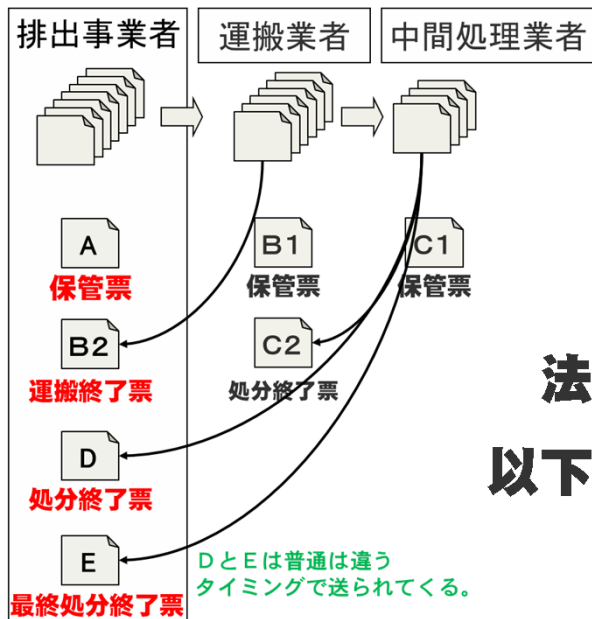
マニフェストの記載と実際の処理や売却の実績がない？

→ 伝票や帳簿、マニフェスト等との間でおかしなところがないか？

処理後のモノが他社に委託処理：帳簿や委託契約書、マニフェスト

処理後のモノが他社に売却：帳簿や伝票

包装材などの処理状況も。



～食品廃棄物の不適正な処理の防止策～ 処理の状況の確認(ガイドブックP10)

法令遵守などがされているのは、もちろんのこと、
以下のようなことも確認してみましょう。

② 不適正な保管及びマニフェストD票の確認

D票が返送されているのに、産廃が処理されず保管？

保管量の上限より過大な保管を行っている？

施設の処理能力をオーバー？

→ 保管状況と返送マニフェストを比較し、不審なところないか？

産廃の保管が過大などの不適正な保管がないか？

取組事例などの紹介(ガイドブックP11)

食品業者へのアンケートから見えるもの

Q1. 食品廃棄物の処理委託にあたり、転売発生を未然に防止するためにどのような取組みを行っていますか？

優良認定業者の積極的な利用	19
包装等から取り出した上での引渡し	16
潰す等の形状変化をした上での引渡し	12
電子マニフェストの利用	12
産廃の目的地への運搬を実地に確認(運搬車の追尾等)	10
包装材等の適正処理の確認(マニフェスト等)	8
産廃の処分への立会	7
処理後の堆肥、飼料等の販売実績の確認	4
食品リサイクル法の登録再生利用事業者の積極的な利用	4
廃棄証明書等の要求	3
インターネットの処理状況による適正処理の確認	3
信頼できる業者選び	3
特になし	0
その他	7

アンケートQ1の結果では、回答のあった食品業者は何かしらの対策が講じられており、**優良認定業者**への処理委託やインターネットなどでの処理状況の確認が積極的に行われていることがわかりました。

また、実際の処理において様々な対策がとられていることがうかがえます。

Q2. 産廃の処理の状況を実地で確認する頻度等の社内規定がありますか？

社内規定なし、不定期に実地確認	13
社内規定あり	8
社内規定なし、ただし定期的に実地確認	8
社内規定なし、実地確認は行っていない	0

アンケート Q2 の結果では、回答のあった食品業者では、社内規定はなくてもほとんどの方が実地確認を行っていることがわかりました。

また、定期的に実地確認を行っている方のうち、8割を超える方が1年に1回、又はそれ以上、実地確認を行っていることがわかりました。

Q3. 実地確認のためのマニュアル、チェックリスト等は作成していますか？

作成済	12
作成検討中	5
作成予定無し	3

アンケート Q3 の結果では、実地確認のためのマニュアル、チェックリスト等の作成を多くの方が実施又はその検討をしていることがわかりました。

Q4. 実地確認時、どのようなポイントを確認していますか？

場内は整理・整頓等、5Sが徹底されているか	23
産廃の保管状況が適正か（保管量が多すぎないか等）。	19
処理後のもの（処理残さ、堆肥等）の処理、販売は適正か	18
委託契約書・マニフェストは適切に整理・保管されているか	13
従業員がきちんとあいさつ等されているか。	13
事業場内に監視カメラを設置する等の防犯対策をしているか	5

アンケート Q4 の結果では、実地確認時に5Sなどを中心に確認されていることがわかりました。また、産廃業者としての許可証や掲示板などの掲示が適切にされているか、飛散、流出、悪臭等の対策が適切にされ、生活環境保全上の支障がないかなど、廃棄物処理法に定められた処理基準の確認が適切にされていました。

参考になるチェックリストなど

全産連チェックリスト

建設廃棄物の適正処理
産業廃棄物
 処理業者 収集運搬
 中間処理
チェックリスト
 平成21年9月



社団法人 全国産業廃棄物連合会

当ガイドブックチェックリスト (P13, 14)

(参考資料) 食品廃棄物処理業者の現地確認チェックリスト (例)
 ○ 特に転売防止に関するチェックポイント

◆事業場、従業員等の確認 (5S関係)

<input type="checkbox"/>	従業員は適切な作業服、安全帯、保護具を着用しているか。
<input type="checkbox"/>	従業員は挨拶ができていますか。
<input type="checkbox"/>	応対者は笑顔に対応し、質問には丁寧に回答しているか。
<input type="checkbox"/>	場内に産業廃棄物の取扱等はなく、清潔に保たれているか。
<input type="checkbox"/>	場外に産業廃棄物や汚水の流出、漏洩等はないか。
<input type="checkbox"/>	従業員への廃棄物処理方法などの教育 (転売の違法性の表示等を含む) は実施しているか。

ヒアリング内容

◆記録取扱いの確認

<input type="checkbox"/>	記録は正業に保管されているか。
<input type="checkbox"/>	記録に異常が発生していない等、十分な検閲実施がなされているか。
<input type="checkbox"/>	汚染の検知、流出及び地下浸透防止措置がとられているか。
<input type="checkbox"/>	生活圏への保全上支障が生じるような漏洩、溢れ、取扱いが発生していないか。
<input type="checkbox"/>	記録から汚水などが検出されていないか。
<input type="checkbox"/>	回収(ピット等)への搬送投入する時刻を計測している場合)ピット等への搬送投入が適切に実施されているか。

ヒアリング内容

◆保管状況の確認

<input type="checkbox"/>	漏洩に備わっているか。
<input type="checkbox"/>	必要な事項 (保管する廃棄物の種類、保管場所の検閲等又は名称及び取扱い、量の保管の場合(量)等)を明記した票類が取り分けられているか。
<input type="checkbox"/>	保管に付いた汚水が生じるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、溢れを不透過性の材料で覆っているか。
<input type="checkbox"/>	漏れで発生している場合、その漏れは基準を超えているか。
<input type="checkbox"/>	ねずみなどの生息や咬、はえすなどの被害が発生していないか。
<input type="checkbox"/>	保管量は、収容能力の1.4倍 (一區画別あり) を超えていないか。
<input type="checkbox"/>	収容容量のものは、満量していないか。
<input type="checkbox"/>	収集が確かなる保管 (投入れ時の冷却・冷凍庫での保管等) はないか。
<input type="checkbox"/>	回収(搬出)保管する場合) 保管状況の検閲、監視等は適切か。
<input type="checkbox"/>	可燃状態の廃棄物の取扱等は適切に実施されているか。
<input type="checkbox"/>	保管されている記録簿の廃棄物のマニフェストの量は返送されているか。

ヒアリング内容

◆燃料油貯蔵 (可燃性廃棄物に関するものを指す)

① 燃料油に付着した食品廃棄物の取扱い、及び取扱いに留意すること。
 ② 燃料油に付着した食品廃棄物による汚染防止措置が適切に実施されていること。
 ③ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ④ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑤ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑥ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑦ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑧ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑨ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑩ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑪ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑫ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑬ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑭ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑮ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑯ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑰ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑱ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑲ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑳ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。

◆燃料油貯蔵 (可燃性廃棄物に関するものを指す)

① 燃料油に付着した食品廃棄物の取扱い、及び取扱いに留意すること。
 ② 燃料油に付着した食品廃棄物による汚染防止措置が適切に実施されていること。
 ③ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ④ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑤ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑥ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑦ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑧ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑨ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑩ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑪ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑫ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑬ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑭ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑮ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑯ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑰ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑱ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑲ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑳ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。

◆燃料油貯蔵 (可燃性廃棄物に関するものを指す)

① 燃料油に付着した食品廃棄物の取扱い、及び取扱いに留意すること。
 ② 燃料油に付着した食品廃棄物による汚染防止措置が適切に実施されていること。
 ③ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ④ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑤ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑥ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑦ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑧ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑨ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑩ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑪ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑫ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑬ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑭ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑮ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑯ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑰ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑱ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑲ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑳ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。

◆燃料油貯蔵 (可燃性廃棄物に関するものを指す)

① 燃料油に付着した食品廃棄物の取扱い、及び取扱いに留意すること。
 ② 燃料油に付着した食品廃棄物による汚染防止措置が適切に実施されていること。
 ③ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ④ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑤ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑥ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑦ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑧ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑨ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑩ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑪ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑫ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑬ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑭ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑮ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑯ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑰ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑱ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑲ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。
 ⑳ 燃料油の貯蔵は、可燃性廃棄物の貯蔵と区別して行われなければならないこと。

環境省も作成を予定

- 【排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化】
- 排出事業者責任の徹底のため、排出事業者を対象として廃棄物処理法で規定されている、同責任に基づき必要な措置 (処理状況の確認や適正な処理料金による委託等) についてチェックリストを作成し、当該措置の適正な実施について、都道府県に通知し、関係事業者への指導に当たり、その活用を推進。
 - 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じることを要請 (併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。(※)
 - 食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針 (判断基準省令) の見直しを検討 (※判断基準を勘案して指導・助言を実施) (※)
 - 食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定 (※)

おわりに

食品廃棄物は、普通の産廃と違い転売等されるおそれがあるものです。

その処理に当たり、法遵守はもちろんのこと、実際の処理状況を十分に確認するなど排出事業者として、その食品廃棄物が最終処分されるまでの間、適切に処理がされるよう管理監督してください。

また、廃棄物の排出量を抑制することも重要と考えますので、検討してください。

排出事業者が食品廃棄物などの産廃の処理を委託する場合のポイント

- ・実際に処理できる産廃業者を探し、信頼関係を構築する
- ・適正な処理料金を負担する
- ・廃棄物処理法で定められた委託契約を行う
- ・産廃を引渡す時にマニフェストを交付し、返送されたマニフェストの情報により処理を確認する
- ・実際に処理できるか、できているか、現場などを確認する など

両者の信頼関係が非常に重要です！

排出事業者、処理業者双方良い協力関係のもと、適切な処理をお願いします。

